

福祉サービス第三者評価結果の公表事項

評価機関（評価機関認証No.）	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会（福井福祉評価認証第1号）
評価調査者研修修了番号	第10-24号、第5-13号、第10-1号

【基本情報】

①施設・事業所情報

名称：社会福祉法人日の出善隣館 偕生慈童苑	種別：児童養護施設
代表者氏名：理事長 藤井道明	定員（利用人数）：32名（20名）
所在地：福井県大野市春日65号92番地	
TEL：0779-66-3357	ホームページ：http://kaisei-jidou.com
〔施設・事業所の概要〕	
開設年月日 昭和21年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 日の出善隣館	
職員数	常勤職員：23名 非常勤職員 6名
専門職員	（専門職の名称） ケアワーカー補佐2名
	苑長1名 事務員1名 ケアワーカー11名 調理員補佐1名
	心理士1名 FSW1名 個別対応職員1名 栄養士1名 事務員補佐1名
	調理員3名 相談員1名（児家セン）地域支援相談員1名 心理士1名（児家セン）相談員補佐1名
施設・設備の概要	（居室数） （設備等）
	児童居室32室。調理室4室。浴室4室。洗濯室4室。トイレ8室。医務室1室。静養室1室。心理室1室。相談室1室。自立訓練室1室。親子訓練室1室。 電気温水器、洗濯機、衣類乾燥機、水道設備、浄化槽、衛星放送設備、駐車場、軽自動車2台、8人乗り乗用車2台、除雪機

②理念・基本方針

<p>【運営の目標】健全な社会の一員になろう。</p> <p>【指導目標】1.健康な体をつくる。2.豊かな人間性を育てよう。3.創造性を培う。4.連帯感を高揚する。</p> <p>【倫理綱領 原則】私たちは、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。</p> <p>【使命】私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、育む責務があります。私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育おこないます 2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします 3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます 4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切に支援をおこないます 5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します 6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます 7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります 8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます 9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます 10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます
--

③施設・事業所の特徴的な取組

<p>「仏教の教えに基づき、共に生き、共に助け合い、共に喜びあい、共に成長していく」を理念とした生活の場を目指している。年間に4回仏事を開催。春の「花まつり」、夏の「お盆の集い」、秋の「報恩講」、冬の「涅槃会」。仏事を通して日々の生活を振り返り、その後のお楽しみ会（食事会＋ゲーム大会）で大人も子ども共に楽しい時間を過ごす。四季を感じられる美しい自然に恵まれた人情あふれる街で過ごす時間が子どもたちにとって有益となるような施設を歩んでいきたい。</p>
--

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	※和暦 令和4年9月12日（契約日）～令和5年
	※和暦 令和5年5月19日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（※和暦令和元年度）

⑤総評

<p>【特に評価の高い点】 （経営状況の把握） 苑長は、運営会議や全体職員会において、施設経営・管理に関する取り組みについて説明し、職員への周知に努めている。また、平常・有事の際の苑長の役割と責任、不在時の権限委任等について「運営機構」、「運営規程」、「職員職務分掌」に明記している。</p> <p>（子ども本位の養育・支援） 保護者等に対し、入所前の面談時に、施設での養育、支援についてわかりやすく表した「苑紹介ファイル」を用いて丁寧に説明している。</p> <p>（養育支援の質の確保） 生活の決まりは、子ども同士の話し合い（児童会）によって見直され、可能な限り子どもの希望や要望を尊重したものとなっている。また、子どもが自らの生活を主体的に考えることができるよう、子どもが毎月の目標を立てる取り組みをしている。更に、社会生活を営む上で必要や知識や技術を習得できるよう施設独自の職場体験を実施している。</p>
<p>【改善を求められる点】 （理念・基本方針） 理念や基本方針等について、子どもや保護者への周知を図るため、わかりやすく説明した資料の作成が望まれるとともに、家族に「学校便り」等を送付する際、理念、基本方針が記載されたものを同封するなどし、理解が深まる取組を期待したい。</p> <p>（子ども本位の養育・支援） 子どものプライバシーに関する苦情とその対応記録はあるが、子どもの尊重等に関する研修を実施していないため、職員に対し「福井県児童ケアガイドライン」等を活用した研修の実施が望まれる。また、児童生徒には「権利ノート」を配布しているが、保護者にプライバシー保護に関する取組を説明することが望まれる。</p> <p>（子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援） 子どもに対して、不適切なかかわりを訴えることができるよう口頭での説明に留まらず、子どもが理解できるようわかりやすく説明した資料や掲示物の作成が望まれる。</p>

⑥第三者評価結果に対する事業所のコメント

<p>今回4度目の受審となりましたが、a評価が47項目、b評価が21項目、c評価が1項目という評価をいただきました。施設の現状が把握され、改善点を明確にすることができました。今回の評価結果で良い評価をいただいた項目は更なる努力を継続し、改善が必要な項目についても全職員で問題意識を共有しながら向上を図ってまいります。</p>
--

⑦第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。